道路橋の点検技術に関する民間資格として H26 年 4 月創設、H27 年 1 月国土交通省登録

「道路橋点検士」登録申請の手引き

一般財団法人橋梁調査会

今後、道路橋が急速に老朽化していくことを踏まえ、道路の適正な管理を図るため各道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを確立するために法令等の整備が行われました。

一般財団法人橋梁調査会は、道路橋の点検を担う点検技術者の更なる技術の向上や点検結果の精度、信頼性の確保を図るため、国が定める統一的な「橋梁定期点検要領」に基づく記録様式を適切かつ正確に作成できる技術を有する技術者の資格として、「道路橋点検士」制度を創設しました。この資格は、平成 27 年 1 月に国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等に関する技術者資格（施設分野：橋梁〔鋼橋・コンクリート橋〕－業務：点検）」として登録されました。

「道路橋点検士」は、一般財団法人橋梁調査会が実施する「道路橋点検士技術研修会」を修了し、定期点検業務を適切かつ正確に実施できる技術力と既設道路橋の点検・診断に関する業務経歴を有する者の申請により登録された技術者に付与される称号です。

目　次

1．登録申請の要件　・・・・・・・・・・・・ P 1
2．登録申請の手続き ・・・・・・・・・・・・ P 3
3．道路橋点検士の登録　・・・・・・・ P14
4．登録事項の変更及び再発行 ・・・・ P14

1．登録申請の要件

道路橋点検士の登録申請ができるのは、下記（1）および（2）の要件に該当する方です。

(1)道路橋点検士技術研修会の受講修了
令和3年度以降の「道路橋点検士技術研修会」を修了された方
(2) 業務経歴（既設道路橋の定期点検・診断）
1) 民間技術者　平成 16 年度以降における既設道路橋の定期点検・診断に関する 1 年以上の業務経歴 2) 道路管理者　平成 16 年度以降における定期点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する 2 年以上の業務経歴

道路橋点検士技術研修会申込から認定・登録までの流れ

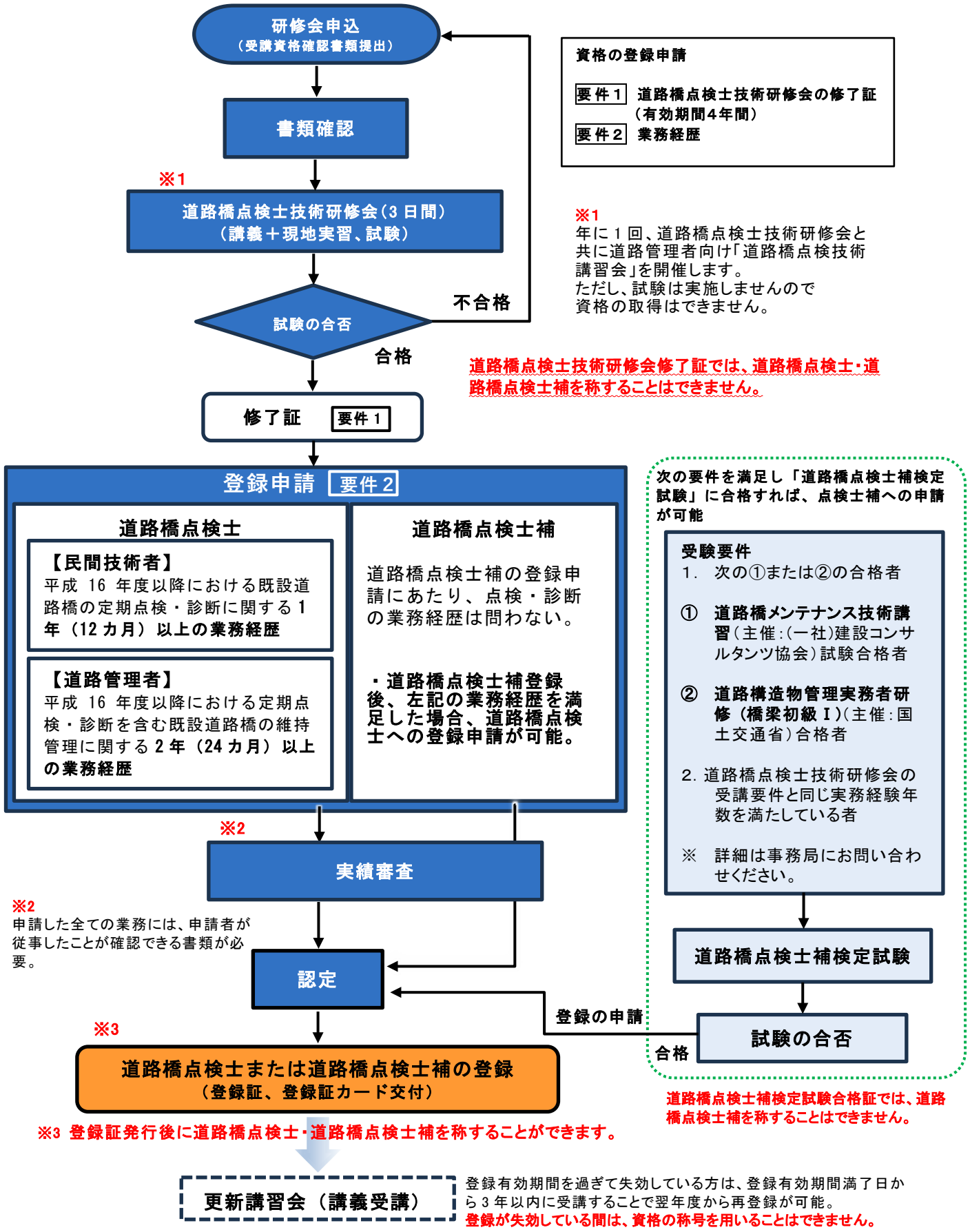

※ 登録申請は、研修会の修了証が届き次第可能です。登録有効期間は修了証取得の翌年度より 4 年間です。
この期間を過ぎますと申請ができませんのでご注意ください。

２．登録申請の手続き

（１）橋梁調査会ホームページ（ＨＰ）から登録申込み

登録申込後、業務経歴を入力する「業務経歴証明書作成フォーム」が有効な期間は1週間です。
顔写真データや契約上の書類等の登録申請に必要な資料をご準備の上、お申込ください。

申請から登録までの流れ

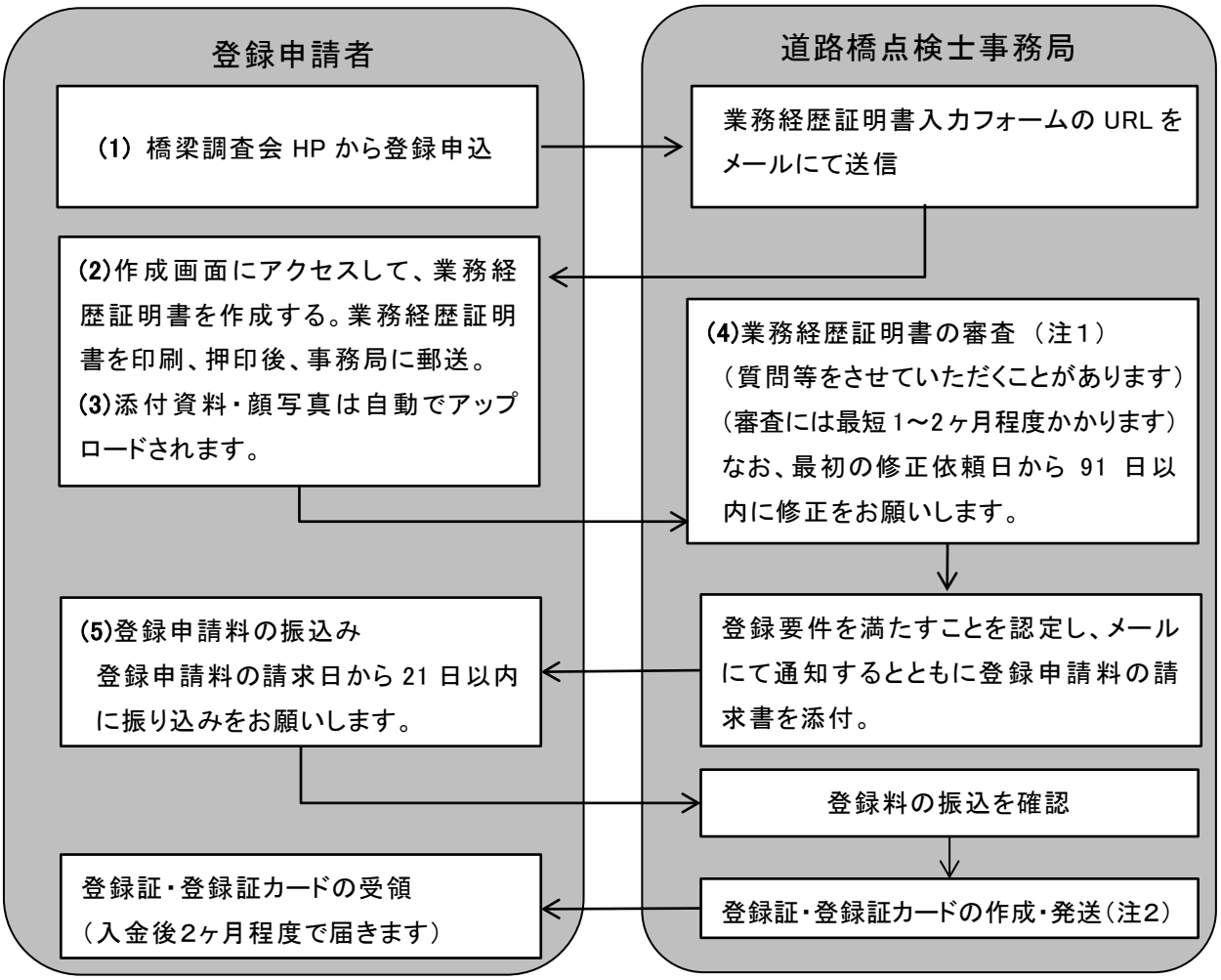

（注１）登録申請時に必要な資料

①登録証カード用の顔写真（写真データ（jpg 形式）を作成フォームにアップロード）

②業務経歴証明書（押印・郵送）

③業務経歴を証明する説明資料（作成フォームにアップロード）

（注２）申請から登録までの期間

業務経歴証明書の受領後、審査（注１）、登録申請料の振込み・確認、登録証・登録証カードの発送まで最短で 3～4 ヶ月かかります。

1） 橋梁調査会ホームページの【道路橋点検士関連】→【道路橋点検士登録】のバナーをクリックし、
道路橋点検士登録画面に進みます。

2） 申込フォームボタンを押すと、ログインフォームが表示されます。「修了証番号」と「パスワード」を入力し、
ログインボタンを押します。

3） 申込フォームが表示されます。

「申請する住所」、「所属区分」にチェックを入れ、【内容を確認する】ボタンを押します。

※1 ご登録情報に変更がある場合は、画面右上の「登録情報の編集」から変更できます。
なお、勤務先住所などの入力内容は正確に記入して下さい。

※2 必ず受信できるメールアドレスを入力して下さい。迷惑メール対策等で返信メールが受け取れない場合があります。複数人が申込まれる場合に同じメールアドレスで登録することはご遠慮下さい。

（「入力フォーム」ではなく「マイページ」が表示される場合があります、その場合は「マイページ」画面左下の【道路橋点検士登録申込】のボタンを押して下さい。）

4） 確認画面が表示されます。入内容を確認し、【送信】ボタンを押します。

5）【送信】ボタンを押すと、ご登録のメールアドレスに【［道路橋点検士］登録申込のお知らせ】という件名のメールが届きますので、メールの中の URL をクリックしてください。

6） 表示された画面の【業務経歴証明書登録】ボタンを押します。
業務経歴証明書を記入するページに移るので、業務経歴証明書の作成を行います。

〈業務経歴証明書作成フォームについて〉

・業務経歴は最大 5 件まで記入できます。（複数経歴を記載する場合は、作成フォーム下の「経歴＋」ボタンを押すことで、記載する枠を増やすことが可能です。）

・顔写真データや、経歴証明用の添付資料もこの画面でアップロードして下さい。

・入力内容を一時保存することもできます。再入力する場合は、ホームページの「道路橋点検士登録」→【業務経歴証明書作成フォーム】ボタンを押すことで再入力ができます。

・未入力項目があると警告が出ますので、必要事項をすべて記入して下さい。

業務経歴証明書 作成フォーム（道路管理者用）

道路橋点検士ご登録の流れ

1. 既に登録してある、氏名、生年月日、勤務先等の内容を確認してください。

2. 作成フォームに必要事項を入力してください。

■登録申請時に必要な資料　【※注意事項】

① 登録証カード用の顔写真データ（写真データ（jpg形式）を作成フォームにアップロード）

② 業務経歴証明書（押印・郵送）

※1 「平成16年度以降における定期点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する業務経歴」を有することが必要です。

※2 維持管理業務には、「既設道路橋の維持管理に関する業務」を入力してください。

※3 点検・診断業務には、「既設道路橋の定期点検・診断に関する業務経歴」を1件入力してください。

※4 維持管理業務経歴の業務期間の合計が2年（24ヶ月）以上になるようにしてください。ただし、※3の点検・診断業務の期間は含まれないことにご留意ください。

③ ②の業務経歴に入力された「点検・診断業務」を証明する次の説明資料

※1 「点検・診断業務」の内容を証明する資料（特記仕様書など）

※2 「点検・診断業務」に携わったことがわかる説明資料（監督員通知、テクリスなど）

※3 履行中の「点検・診断業務」は対象外

④ 「在職証明書」（押印・郵送）

入力された業務内容を証明するために、「在職証明書」の添付が必要です。

下記の記載例を参考に作成して郵送してください（様式自由）。

<記載例>

在職証明書

1．氏　名

2．業務経歴

業務期間	勤務先	業務内容
R2.4～R3.3	○○○	道路橋の定期点検業務の発注、維持工事の発注
R3.4～R4.3	○○○	道路橋の維持工事の発注
R3.4～R3.12	○○○	道路橋定期点検業務の発注・監督
R4.4～現在月	○○○	道路橋定期点検業務の発注・監督

令和○年○月○日　　勤務先と役職名

氏名　○○　印　（現在の所属長でOK）

※1道路管理者の業務（発注・審査）を代行している場合などは、道路管理者としての申請となります。

【例1】地方自治体の点検・診断業務発注等について業務代行や業務支援をしている場合（○○県建設技術センターなど）

【例2】高速道路等の点検・診断業務を発注している場合（○○高速道路(株)など）

不明な点は、道路橋点検士事務局までお問合せください。

＞お問合せはこちら

3. 入力の途中で、一時保存することもできます。【一時保存】ボタンをクリックしてください。

4. 入力が終わったら、【内容を確認する】ボタンをクリックしてください。

5. 内容を確認し、【登録】ボタンをクリックすると、事務局より「業務経歴証明書」登録メールが届きます。

6. 「業務経歴証明書PDF」をダウンロードし、登録申請者の押印並びに証明者の記名及び押印（機関印及び所属長などの私印）の後、事務局まで郵送してください。
   ※押印のうえ、業務経歴の証明を受けてください。
   ※添付資料および顔写真データは郵送する必要はありません。
   ※PDFがダウンロードできない場合は、事務局までお問合わせください。

7. 以上で登録申請は終了です。

登録内容確認

＞登録内容の変更をしたい方はこちら

所属区分	道路管理者
フリガナ	オオハシ　シロウ
氏名	大橋　四郎
生年月日	1990年01月04日
勤務先	○○県 ××建設事務所 管理課
勤務先電話番号	00-0000-0000
メールアドレス	xxxxxxx@jbec.or.jp

道路管理者用作成フォーム

*印は必須項目です。必ず入力してください。

写真アップロード

登録証カード用の顔写真は、登録申請6ヶ月以内に撮影した脱帽・正面の顔写真（カラー写真）をアップロードしてください。
不鮮明な写真、サングラス着用等の写真については再提出をお願いします。

- 顔の大きさ等はご自身で調整してください。
- ファイル形式はjpg形式にしてください。

顔写真 *
画像サイズ：1MB以内

削除

※登録証カード用顔写真を選択してください。

下記リンクをクリックすると、各入力欄へ移動します。
▼（1）維持管理業務入力
▼（2）点検・診断業務入力
（1）維持管理業務入力
既設道路橋の維持管理業務に従事した期間および業務内容を入力してください。
維持管理部署に在職した期間及び職務内容を証明する書類が必要ですので、添付してください。
維持管理業務経歴1
業務期間*
平成 30 年 4 月 ～ 平成 31 年 3 月
※定期点検・診断以外を含む業務の場合は、定期点検・診断に従事した期間のみ
勤務先*
○○県××建設事務所管理課
(50文字以内)
業務内容*
既設道路橋の維持修繕工事の発注及び監督
(50文字以内)
※維持管理業務内容がわかるように記入
関連資料 *
添付サイズ：2MB以内
※維持管理業務内容が確認できる資料を添付してください。
（ファイル形式： xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、png、gif、ppt、txt、xdw）
>ダウンロード
削除
（2）点検・診断業務入力
既設道路橋の定期点検・診断に関する業務内容を１件入力してください。
入力された内容が事実と相違ないことを証明するために、説明資料（ファイル）を添付してください。
業務期間*
令和 1 年 4 月 ～ 令和 1 年 9 月
勤務先*
○○県××建設事務所管理課
(50文字以内)
業務名*
○○年度××管内橋梁点検業務
(50文字以内)
業務内容*
上部工、下部工、支承、伸縮装置等を含む既設道路橋の定期点
(50文字以内)
橋梁点検要領名*
○○県橋梁点検マニュアル
(50文字以内)
橋梁数*
60 橋
関連資料 *
添付サイズ：2MB以内
※業務内容が確認できる資料を1つ添付してください。
（業務契約書や特記仕様書などで、発注機関名、工期
梁点検要領名がわかる部分の写し）
（ファイル形式： xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、
>ダウンロード
削除
一時保存
経歴－
経歴＋
内容を確認する
2 件以上業務経歴を入力する場合は
「経歴＋」ボタンを押す。
入力後「内容を確認する」を押す。

7） 業務経歴入力フォーム作成後、【業務経歴証明書 PDF ダウンロード】から経歴書を出力し、押印のうえ、事務局に郵送して下さい。事務局が経歴書（原本）を受領した時点で申込が完了します。
このとき、顔写真データや添付資料データは、事務局に自動送信されていますので、業務経歴証明書のみ郵送して下さい。
※証明のための資料の入手が困難な場合は、道路橋点検士事務局までお問合せ下さい。

作成フォームの記入例（道路管理者）

既設道路橋の維持管理に関する業務経歴証明書（道路管理者）

申請日：令和 ○○年 ○○月 ○○日

修了証番号： 3330004

フリガナ	オオハシ　シロウ	生年月日	1990 年 01月04日	事務局用
氏　名	大橋　四郎　押印（大橋）	勤務(連絡先)住所	○○県	
勤務先	○○県　××建設事務所　管理課			
	電話番号 00-0000-0000	メールアドレス	××××××@××××××	

業　務　経　歴

区分		業務期間	月数	勤　務　先	業務内容
既設道路橋の維持管理	既設道路橋の維持管理に関する実務経歴	平成30年4月 ～ 平成31年3月	12	○○県××建設事務所管理課	既設道路橋の維持修繕工事の発注及び監督
		令和1年4月 ～ 令和2年3月	12	○○県××建設事務所管理課	既設道路橋の維持修繕工事の発注及び監督 既設道路橋定期点検の監督及び照査
	定期点検・診断	令和1年4月 ～ 令和1年9月	―	○○県××建設事務所管理課	○○年度××管内橋梁点検業務 上部工、下部工、支承、伸縮装置等を含む既設道路橋の定期点検 ○○県橋梁点検マニュアル 60橋
		合計月数	24		

上記、業務経歴の記載内容については真実と相違ないことを証明します。　令和 ○○年 ○○ 月 ○○日

証明者　勤務先名と所属部課名：○○県××建設事務所　役職名：事務所長　（社印および公印）公印

氏　名：国土　護

注1) 道路橋点検士の登録申請者及び証明者のいずれについても記名・押印が必要です。業務経歴証明書の提出前に必ずご確認ください。
注2) 業務経歴証明書に虚偽の記載があった場合には、道路橋点検士の登録申請を無効とするとともに、道路橋点検士技術研修会の修了を取り消します。
注3) 業務経歴証明書に記載された個人情報に関しては道路橋点検士の登録申請のみに使用することを承諾の上、お申し込みください。
注4) この様式は、予告なく変更する場合があります。

（2）業務経歴証明書の作成上の注意事項

業務経歴証明書は、登録要件の有無を審査するうえでの重要な記録です。この記載内容に不備があった場合は、登録できませんので十分ご注意下さい。

なお、記入事項を偽って登録申請すると、登録を取り消しますので注意して下さい。

登録資格の要件となる業務契約件名（道路管理者の場合は職務内容）は、正確に記入して下さい。

業務期間の考え方は次のとおりです。

【道路管理者】:在職期間とします。

- 現在の勤務先の社印（機関印）および業務経歴証明権者の公印が必要です。
- 道路管理者の場合は、社印（機関印）および所属長など人事経歴を証明できる権限を持つ方の　印（私印）を押印して下さい。
- 転職等で、民間技術者であるが過去の道路管理者での経歴にて申請される場合は道路管理者として申込をして下さい。（逆の場合も同様にして下さい。）
- 個人経営者の場合は、勤務先の名称・押印の欄にご自身の名前を記入し公印を押して下さい。（公印のない場合は事務局にお問い合わせ下さい。）
- 現在勤務していない場合は、最終勤務先の代表者等の記名、社印（機関印）および業務経歴証明者となる所属長の記名、役職印をもらって下さい。

＜業務経歴の資格要件＞

業務経歴は様々な形態が考えられますので、以下を参考に要件に適う経歴を記入して下さい。

不明な場合は、別添「よくあるお問合せ」を参照するか、事前に事務局までお問合せ下さい。

業務経歴証明書の記載事項を証明するために必要な事項（道路管理者の場合）

申請者／項目	道路（橋梁）管理者 または 道路管理者業務（発注及び審査）の代行者	説明資料
申請者氏名	・申請時に添付する「**在職証明書**」※1で申請者の氏名、勤務先、業務期間が確認出来ること。 ※1 **在職証明書**：道路管理者または道理管理者の業務代行者が提出する書類。 道路の維持管理等の業務経歴としての業務期間、勤務先、 業務内容を記載し、現在の所属長がこれを証明するもの。	■在職証明書 （郵送必着）
既設道路橋の維持管理に関する実務経歴	・平成16年度以降における既設道路橋の定期点検・診断を含む維持管理に関する以下の1）及び2）の業務に2年（24ヶ月）以上携わったことがわかること。 1）既設道路橋の維持管理に関する業務 2）既設道路橋の定期点検・診断に関する業務（診断担当、監督等） **注）対象外の業務は次のとおり** 業務の積算・発注のみに関わる業務、橋梁点検・診断に関する委員会 活動や発注者支援業務、現場技術業務等は認められません。	
定期点検・診断	・上記の2）既設道路橋の定期点検・診断に関する業務（診断担当、監督等） の内容がわかること。 ・申請者が上記の2）既設道路橋の定期点検・診断に関する業務（診断担当、監督等）に携わったことがわかること。 **注）対象外の業務は次のとおり** **履行中の業務は対象外**	■テクリス ■特記仕様書　など ■テクリス ■監督員通知書 など

（３）登録証カード用顔写真

登録証カード用の顔写真は、登録申請 6 ヶ月以内に撮影した脱帽・正面の顔写真（カラー写真）をアップロードして下さい。不鮮明な写真、サングラス着用等の写真については再提出をお願いします。

・顔の大きさ等はご自身で調整して下さい。

・ファイル形式は jpg 形式にして下さい。

（４）業務経歴証明書の審査

業務経歴証明書が届くと、各業務経歴が道路橋点検士登録要件を満たしているか確認の上、認定します。なお、必要に応じて、記載内容について事務局から質問することがあります。
また、添付資料の追加提出をお願いすることがあります。

（５）登録申請料の振込

登録要件が認定された申請者には、その旨をメールでお知らせするとともに、登録申請料の請求書を添付し送付します。

振り込みの際、振込者氏名の後ろに修了証番号をかならず付加して下さい。
修了証番号を付加しなかった場合や、複数名分の登録申請料を合わせて振り込まれた場合は、金融機関が交付する「振替払込請求書兼受領証」、「ご利用明細票」（ATM の場合）、インターネットバンキング利用時の振込結果等の写しの余白に氏名（複数の場合はすべての申請者の名前）を記入して送付して下さい。メール、FAX いずれでも構いません。

送付先： 一般財団法人 橋梁調査会 道路橋点検士事務局
FAX 03-5940-8099　E-mail: hashitenken@jbec.or.jp

3. 道路橋点検士の登録

登録申請料の入金が確認できた方には、(一財)橋梁調査会認定「道路橋点検士　登録証」および「道路橋点検士　登録証カード」を交付して、「道路橋点検士」の称号を付与し、登録します。

登録有効期間は「道路橋点検士技術研修会」修了証取得の翌年度より 4 年間です。その後4年ごとに道路橋点検士更新講習会を受講することで更新ができます。

「道路橋点検士補」の登録者が「道路橋点検士」に登録した場合、更新までの有効期間は「道路橋点検士補」の期間が引き継がれます。

4. 登録事項の変更および再発行

(1) 登録事項の変更

登録事項(勤務(連絡)先住所・勤務先)に変更が生じた場合は、速やかに「修了者ログイン」の「登録事項の編集」からご自身で変更してください。

メールアドレスの変更はホームページの【修了者ログイン】の 「メールアドレスが変わった方はこちらから変更して下さい。」 から手続きを行ってください。メールアドレスの変更は、今後、重要なお知らせを受け取るために必要です。

(2) 登録証の再発行

紛失等により、登録証及び登録証カードの再発行が必要な場合は事務局までお知らせ下さい。

再発行までは 1～2 ヶ月を要します。またカード再発行手数料(3,300 円(消費税込み))が必要です。

道路橋点検士の登録の更新・再登録制度

１．登録の更新、再登録

（1）登録の更新

登録の更新は、登録有効期間の最終年度に「道路橋点検士更新講習会」（以下「更新講習会」という。）を受講することにより申請することができます。

（2）登録更新の申込みをしなかった場合

登録更新の手続きをしなかった場合には、道路橋点検士の資格は登録有効期間満了と同時に失効し、「道路橋点検士」の称号を用いることはできません。

（3）再登録

登録が失効した場合でも、登録有効期間満了日から 3 年以内に更新講習会を受講することで、更新講習会受講の翌年度から資格の再登録が可能です。

（4）登録証等の発行

「登録の更新」又は「再登録」をした場合には、「登録証」ならびに「登録証(カード)」を交付します。

２．登録申請料

登録に伴う費用として、登録申請時に 3,300 円（消費税込み）を負担していただきます。

３．更新講習会

道路橋点検士の技術力の向上や点検結果の精度・信頼性の確保を図るため、更新時及び再登録時には更新講習会を受講していただきます。

［更新講習会］

・開催時期及び開催方法　当調査会ホームページでお知らせいたします。

・受講料　6,600 円（消費税込み）

登録申請に関するお問い合わせは下記までお願いします。

一般財団法人　橋梁調査会　道路橋点検士事務局
〒112-0013　東京都文京区音羽 2-10-2 日本生命音羽ビル8階
電話 03-5940-4800, 4801（専用）／ FAX 03-5940-8099
E-mail: hashitenken@jbec.or.jp

（掲載： 2025 年 4 月）